

大阪府消費者基本計画（仮称）の全体像

（平成26年2月 骨子案）

第1章 計画策定の基本的な考え方

【計画策定の趣旨・位置付け】

- 平成26年4月に改正した「大阪府消費者保護条例」に基づく、府民の消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

【計画の期間】

- 平成27年度から31年度までの5年間（※社会経済環境の変化に対応）

第2章 消費生活をめぐる現状と課題

- 消費者を取り巻く環境の変化
- 本府における消費者行政の状況

第3章 消費者施策の基本的な方針

◇ めざすべき姿 ◇

府民の安心・安全な消費生活の実現に向けて

第4章 総合的、計画的に講すべき施策の目標と取り組み

基本目標I 消費者の権利の確立

- 1 消費者の安心・安全の確保
- 2 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
- 3 物価安定対策

基本目標II 消費者の自立への支援

- 1 消費者への情報発信
- 2 高齢者・障がい者等生活弱者への支援
- 3 高度情報化社会への対応
- 4 環境に配慮した消費生活の推進
- 5 消費者教育に関する計画的な施策の推進（「大阪府消費者教育推進計画」として記載）

基本目標III 消費者被害の防止・救済

- 1 消費生活相談体制の充実・強化
- 2 消費者問題の早期解決支援
- 3 高齢者の被害防止・見守り体制の強化
- 4 惡質事業者に対する指導等の強化

第5章 関係機関、団体との連携強化

- 国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者団体、弁護士会等との連携強化
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 大阪府消費行政推進本部による府内連携及び関係機関、団体との連携強化（再掲）
- 毎年度講じた消費生活関連施策等を消費者保護審議会へ報告並びに公表

大阪府消費者基本計画策定に向けての意見（答申案）の全体イメージ

第1章 計画策定の基本的な考え方

【計画策定基本的な考え方】

- 安全・安心な消費生活を営むことができる社会の実現に向け、今後の府の消費者施策の方向性を示すものとする。

【計画の期間】

- 平成27年度から31年度までの5年間（※社会経済環境の変化に対応）

第2章 消費生活を巡る現状と課題

- 消費者を取り巻く環境の変化
- 府における消費者行政の状況
- 府における消費者行政の課題

第3章 消費者施策の基本的な考え方・理念

- 1 基本的な考え方
 - 2 消費生活の現状等を踏まえた取組の重要性
 - 3 行政・事業者・消費者等の役割
- 消費者である皆様へ【消費者の行動指針】

目指すべき姿

「安全・安心な消費生活の実現」のための
「消費者市民社会の構築」を目指す

第4章 総合的、計画的に講すべき施策の方向性（消費者の権利の確立）

基本目標I 消費者の安全・安心の確保

- 1 食品等の商品・役務の安全性の確保
- 2 消費者取引の適正化
- 3 消費者への情報提供
- 4 物価安定対策

基本目標II 消費者の自立への支援

- 1 高度情報通信社会への対応
- 2 環境に配慮した消費生活の推進（環境負荷が少ないライフスタイルの確立）
- 3 高齢者・障がい者等への支援

基本目標III 消費者教育に関する計画的な施策の推進

- 1 消費者教育の推進
 - 2 消費者教育の推進の基本的な方向
 - 3 消費者教育の推進の内容
- （「大阪府消費者教育推進計画」として記載）

基本目標IV どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり

消費者被害の早期解決と救済に向けて

- 1 府の消費生活相談体制の充実・強化
- 2 市町村相談体制への支援
- 3 消費者問題の早期解決支援

第5章 関係機関、団体との連携強化等

- 国・他都道府県・市町村、消費者団体、事業者団体、大学・試験研究機関・公益的団体、弁護士会等との連携強化
- 関係者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

第6章 計画の推進体制と進行管理

- 大阪府消費行政推進本部による府内連携
- 毎年度講じた消費生活関連施策等を消費者保護審議会へ報告並びに公表